

「高齢者世帯等生活支援給付金」のご案内

原油価格・物価高騰への支援として、
以下に該当する住民税非課税の高齢者・障がい者世帯に給付金を支給します。

1世帯12,000円を給付

令和4年6月1日現在、室蘭市に住民登録があり、
世帯の方全員が令和4年度住民税非課税の世帯で、
次の1から2のいずれかに該当する世帯

生活保護受給世帯の方も含まれます。



Murooran
～まち・ひと・みなとつながりが未来を創る～

対象の世帯は

1. 高齢者世帯

- ア) 満75歳以上の単身世帯
- イ) 満75歳以上の方とその配偶者等が満65歳以上の方からなる世帯

※満75歳以上：
昭和22年6月1日以前生まれ
※満65歳以上：
昭和32年6月1日以前生まれ

2. 重度障がい者世帯

- ア) 身体障害者手帳1・2級
 - イ) 療育手帳A
 - ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級
- 左記の方が世帯主または同居する世帯

※北海道子育て世帯生活支援臨時特別給付金の支給対象の世帯は除きます

※令和4年1月2日から令和4年6月1日までに転入された方で、上記の要件に該当となる方は、下記までお問い合わせください

(1) 助成額は

1世帯につき、
12,000円を指定の口座に振込みます

(2) 受付期間は

令和5年1月31日(火)まで

(3) 申請に必要なもの(申請方法)

- ① 市から対象世帯へ送付した申請書
- ② 世帯主の通帳のコピー
(表紙の次のページのコピー)

★ ①の申請書に②をはり付け、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。
約3週間程度で指定の口座に入金されますので、各自ご確認ください。

■お問い合わせ 室蘭市 高齢福祉課 福祉総務係 ☎ 25-2872